（案）

森林整備事業請負契約書

1　　事　　業　　名　　山之内国有林森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負

2　　履　行　場　所　　山之内国有林　５５は　林小班外
別冊、図面のとおり

3　　事　業　内　容　　誘導伐作業　２．９４ｈａ
集造材　７００㎥
Ｃ材等未利用材　６００㎥
植付作業　２．９４ｈａ
獣害防止ネット設置　２，１００ｍ
（別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、
作業内訳書のとおり）

4　　事　業　期　間　　平成　　年　　月　　日　から（契約締結の翌日）
平成２８年　３月１８日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、記番別作業内訳書、作業内訳書のとおり）

5　　作　業　仕　様　　別冊、作業仕様書のとおり

6　　請　負　金　額　　金　　　　　　　　　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　円也）

7　　選　択　条　項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
○	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（月１回以内とする）	第３４条
×	前金払　請負金額の　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　／１０以内とする	第３６条第３項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
封印ペンチ外		一式	鹿児島森林管理署	契約締結の日

９　特約事項　（１）別紙、特約条件のとおり
（使用する材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）
（２）当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び入札公告時に交付する国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款及び製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　住　所　鹿児島県鹿児島市浜町１２－１
（甲）　　　　　分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長　　中　西　　誠　　印

請負者　住　所
（乙）

印

［注］請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者　　〇〇共同事業体
代表者　住　所
会社名
氏　名

住　所
会社名
氏　名

記 番 別 作 業 内 訳 書(生産事業)

林小班	作業種	区域 面積	控除面積 （除地等）	契約 面積	作業期間		備　考
					自	至	
５５は	誘導伐	0.44	00.00	0.44	契約締結 の翌日	H28.3.18	
５５は	誘導伐	1.04	00.00	1.04	契約締結 の翌日	H28.3.18	
５５は	誘導伐	0.24	00.00	0.24	契約締結 の翌日	H28.3.18	
５５は	誘導伐	0.50	00.00	0.50	契約締結 の翌日	H28.3.18	
５５は	誘導伐	0.54	00.00	0.54	契約締結 の翌日	H28.3.18	
５５に	誘導伐	0.18	00.00	0.18	契約締結 の翌日	H28.3.18	
計		2.94	00.00	2.94			

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細　　目	数　　量	備　　　　考
素材	集造材外		７００㎥	
	山元巻立	機械巻立	５０㎥	
	Ｃ材等 集造材外		６００㎥	
	Ｃ材等 山元巻立		２００㎥	
	封印発送		１，０５０㎥	

平成２７年度　　鹿児島森林管理署

森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負作業図

山之内国有林５５は林小班外

凡　　例	
（緑枠）	搬出箇所
（赤線）	搬出路（新設）
（赤枠）	土　場
△・・・・・	林内歩行路
（茶線）	林道・作業道

林小班	55は外
人天別	人
主間伐別	主
面　積	２．９４ ha
立木資材	2,142.87m³
伐倒数量	1,878m³
生産量 （C材）	700 （600）
計	1，300
作業形態	フォワーダ

森林整備（誘導伐：密着造林型）請負事業仕様書

適用範囲

この仕様書は，森林管理署等の実施する（誘導伐：密着造林型）事業請負に適用する。

１　伐区の確認

各伐区については、監督職員立会のもと確認すること。

２　伐倒及び集造材

（１）区域内の対象木は，全て伐倒すること。

（２）下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ１６ cm以上、ヒノキ１４ｃｍ以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

但し，監督職員の指示のある場合はこの限りではない。

樹　種	長　級 (m)	径　級 (cm)	Ｃ材等未利用材	長　級 (m)	径　級 (cm)
ス　ギ	３	１４上	ス　ギ	２・３・４	８上
	４上	１４上			
ヒノキ	２	１８上	ヒ ノ キ		
	３	１４上			
	４	１３上	広 葉 樹		
	６上	１４上			

３　伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

（１）伐採洩れ，対象外の伐採がないよう留意すること。

（２）伐倒及び集造材作業においては，他の造林木を損傷しないように注意すること。

（３）かかり木については，適切な方法で処理すること。

（４）ワイヤーロープ等，現地の片づけは適切に行うこと。

（５）植栽、保育等に支障のないよう枝条等を適切に処理すること。

４　請負数量の確定

（１）伐倒数量

契約書に記載された予定数量とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

５　部分払いにおける数量の確定

（１）伐倒数量

面積按分による材積とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量とする。

６　封印発送

（１）監督職員の指示を受けて発送を行うものとする。

（２）封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

７　その他

その他必要な事項については，監督職員の指示に従うこと。

特　記　仕　様　書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1　路網計画（見取り図）

路網計画は、次の点を反映した路網計画図（1／5，000の図面）を作成し提出すること。

① 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。

② 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1．5m程度以内に抑えるよう努めること。

③ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に通行できるよう設定すること。なお、木材搬出時の下り走行における安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、排水はカーブ上部の入口付近で行うこと。

2　切土・盛土の均衡

切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。

なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3　伐開

別紙保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4　土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

① 盛土基礎の施工方法と標準断面図

② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
（※　堅固な路体をつくるため、締固めは概ね30cm程度の層ごとに十分行うこと。）

③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
（※　はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。）

④ 盛土勾配の標準

⑤ 切土のり面の標準断面図

（※　切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。）

⑥　構造物を設ける場合はその概要
・洗い越しの標準断面図
・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
（※　路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。）

⑦　その他
事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

５　作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

６　施工管理

作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

別紙

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする

平成２７年度　素材採材標準寸法表

鹿児島森林管理署

樹種	用　　途		長 級（ m）	径 級 （ｃｍ）	延寸（ｃｍ）	備　　　考
ス　　ギ	一 般 材		３　，　４	１４上	2	
	芯 持 柱		３	１６～２０	2	通直で無節に近いもの
	割　　柱		３	３４上	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長　　材		６　，　８	１４上	10	
	梁　　材		4.2	２４～２６	10	単曲材で元玉
			5.2	２４～２８		
			6.2	２４～２８		
	ラミナ材	直材	３　，　４	末口１４～元口４５以内	2	最高矢高１０ｃｍ以内
		曲材	３　，　４	末口１４～元口４０以内		
ヒ ノ キ	一 般 材		２	１８上	2	
			３	１４上	2	
			４	１２上	2	
	芯 持 柱		３	１６～２０	2	通直で無節に近いもの
	長　　材		６　，　８	１４上	10	直材で元玉
	梁　　材		4.2	１８～２２	10	単曲材で元玉
			5.2	２２～２６		
			6.2	２４～３０		
マ　　ツ	一 般 材		２，３，４	１３上	5	
	梁　　材		2.2，3.2，4.2	１８～２４	10	単曲材で元玉
モ　　ミ	一 般 材		２　，　４	２４上	5	
ツ　　ガ	一 般 材		２，３，４	２４上	5	
他　　Ｎ	一 般 材		２，３，４	１４上	5	銘木類は有寸
カ　　シ	一 般 材		2.1，3.2，4.3	２０上	5	末口径３０上通直材長尺採材
その他Ｌ	一 般 材		2.1，3.2，4.3	２２上	5	銘木類は有寸
Ｎ　　Ｌ	チップＡ		２	１０上	0	
スギ・ヒノキ	端 尺 材		０．６～１．６	１４上	0	根曲り部分からの採材が原則
スギ・ヒノキ・その他	Ｃ　材		０．６上	８ 上	0	システム販売相手方との協定による

※留意事項　１　平成元年１月１０日　第２号「当面の採材について」

２　平成元年３月２９日　元熊利第５５号「スギ、ヒノキ価格体系の改定について

３　平成１７年６月６日　ラミナ用原材料生産に伴う参考資料

４　平成２１年８月３１日２１九販第３０号等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取扱いについて

作 業 内 訳 書（造林）

作業種	林小班	作業区分（下刈年次）	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植 付	55は	普通方形植	0.44		0.44	契約締結日の翌日	H28.3.18	コンテナ苗（スギ）	1,120	
	55は		1.04		1.04			コンテナ苗（スギ）	2,650	
	55は		0.24		0.24			コンテナ苗（スギ）	610	
	55は		0.50		0.50			コンテナ苗（スギ）	1,280	
	55は		0.54		0.54			コンテナ苗（スギ）	1,380	
	55に		0.18		0.18			コンテナ苗（スギ）	460	
	小計		2.94		2.94				7,500	
獣害防止ネット設置	55は	設 置	300		300			獣害防止ネット	300	
	55は		600		600			獣害防止ネット	600	
	55は		200		200			獣害防止ネット	200	
	55は		400		400			獣害防止ネット	400	
	55は		400		400			獣害防止ネット	400	
	55に		200		200			獣害防止ネット	200	
	小計		2,100		2,100				2,100	
合 計			2.94 ha 2,100m		2.94 ha 2,100m			コンテナ苗（スギ） 獣害防止ネット	7,500本 2,100m	

【留意事項】1．作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2．使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3．各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4．使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

平成２７年度　　鹿児島森林管理署

森林整備（誘導伐：密着造林型）請負　作業図②

山之内国有林５５は林小班外

作業種	国有林	林小班	契約面積（契約数量）
植　　付	山之内	５５は外	2.94ha
シカネット設置	〃	〃	2,100m
計			

林小班	伐区	区域面積	除　　地	契約面積	苗木本数（ｺﾝﾃﾅ苗）	獣害防止ﾈｯﾄ延長
５５は外	①	0.44		0.44	スギ 1,120	300m
	②	1.04		1.04	スギ 2,650	600m
	③	0.24		0.24	スギ　610	200m
	④	0.50		0.50	スギ 1,280	400m
	⑤	0.54		0.54	スギ 1,380	400m
	⑥	0.18		0.18	スギ　460	200m
計		2.94		2.94	7,500 本	2,100 m

別 紙

特 約 事 項 内 訳 書

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約 面積等	使　用　材　料　等			備考
					品名	品質規格	数量	
	55は外	植　付	普通方形植	2.94ha	スギコンテナ苗木	苗長　40cm上　・　根元径　5mm上	7,500本	
	55は外	鹿ネット	設置	2,100m	獣害防止ネット	ステンレス線入り獣害防止ネット（スカート式） ネット網目 ： 100mm ネット仕様：引っ張り強度（縦目方向）1,100N以上を有するステンレス線入り全面仕様タイプネットであること（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの）。 標準展開サイズ ： H1.8m × 50m スカートネットサイズ ： H0.6m以上 × 50m 付属資材：支柱規格FRP製 Ø33 ～ 35mm × 2.4m 4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。	2,100m	

森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負使用材料規格内訳書
【　請負者購入分　】

平成２７年１０月２２日付け入札公告、森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品　名	規　　格	数　量	適　用
1	林業用スギ コンテナ苗木	苗　長　４０ cm 上 根元径　５ mm 上	7,500 本	
	獣害 防止ネット	ステンレス線入り獣害防止ネット（スカート式） ネット網目　：　100 mm ネット仕様　：　引っ張り強度（縦目方向） 1,100N 以上を有するステンレス線入り全面仕様タイプネットであること（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの）。 標準展開サイズ　：　H1.8m × 50m スカートネットサイズ：　H0.6m 以上　×　50m 付属資材　：　支柱規格 FRP 製 Ø33　～　35mm　×　2.4m、4m 間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること	2,100m	

仕様書（コンテナ苗）

コンテナ苗木植付作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、苗木保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定めるコンテナ苗木検収要領に基づき検収することとし､検査によって生じた本数不足及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管すること。

（２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

３．植付要領

（１）苗木は、梱包ネットから取り出し植付ける。

（２）植付地点を中心に植穴を掘る。

（３）植穴は、直径１０㎝、深さ１８㎝、以上とする。

（４）植付に当たっては、植穴にコンテナ形の底を密着させ垂直に据える。

（５）側方は、コンテナ形と植穴との間に空隙がないように土壌を入れる。

（６）踏付は、コンテナ形を潰さないように両手を使い、植穴の外周から内側に向けて体重を少しかける程度で押さえる。

（７）コンテナ形の上面より１～２ｃｍ程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せておくこと。

４．作業上の留意事項

（１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。

（２）苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

５．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

６．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。